

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係告示の一部を改正する 告示案に関する御意見募集について

令和 2 年 10 月 19 日
労働基準局 労災管理課

令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（注：「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、厚生労働省が所管する告示において、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続について、国民や事業者等の押印を不要とするための改正をすることを予定しています。

つきましては、別添の概要に関して下記のとおり御意見を求めます。

記

1. 御意見募集期間

令和 2 年 10 月 19 日（月）から同年 11 月 17 日（火）まで（郵送の場合同日必着）

2. 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）

3. 御意見提出方法

次のいずれかの方法により御提出ください。

- 電子政府の総合窓口（e Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

- 郵送する場合

〒 100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省 労働基準局 労災管理課 宛て

- F A X の場合

F A X 番号：03-3502-6747

厚生労働省 労働基準局 労災管理課 宛て

4. 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示案」と明記の上、日本語で御提出くださいますようお願いいたします。

また、個人の場合は氏名・住所を、法人の方は法人名・法人の主たる事務所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。